

岩手県告示第395号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社会福祉法人翔友	釜石市千鳥町一丁目12番2号第1コーポチスガ1階	平成26年5月1日